

年税額の負担変動

モデルケース 単身者の場合



平成18年度			
給与収入	所得税	市・県民税	合計
300万円	124,000円	64,500円	188,500円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円

個々の納税者の負担合計額は同じ

平成19年度		
所得税	市・県民税	合計
62,000円	126,500円	188,500円
160,500円	260,500円	421,000円
376,500円	404,500円	781,000円

モデルケース 夫婦 + 子供2人の場合



平成18年度			
給与収入	所得税	市・県民税	合計
300万円	0円	9,000円	9,000円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円

個々の納税者の負担合計額は同じ

平成19年度		
所得税	市・県民税	合計
0円	9,000円	9,000円
59,500円	135,500円	195,000円
165,500円	293,500円	459,000円

夫婦 + 子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養に該当するものとしています。社会保険料は、どちらのケースも年収の10%としています。

変更点2

市・県民税の定率減税の廃止
(この廃止により税負担が増えます)
定率減税は、景気対策のため暫定的に、平成11年度に導入された軽減措置ですが、段階的に廃止することとされました。平成18年度は所得割の7.5% (上限2万円) が減税されましたが、平成19年度からは廃止されます。

変更点3

65歳以上の人の市・県民税の非課税措置の廃止に伴う経過措置 (この措置により税負担が増えます)
合計所得金額が125万円以下で、平成17年1月1日現在で65歳以上であった人には、平成18年度から3年間かけて段階的に税額を引き上げる措置がとられています。平成19年度は、その2年目です。

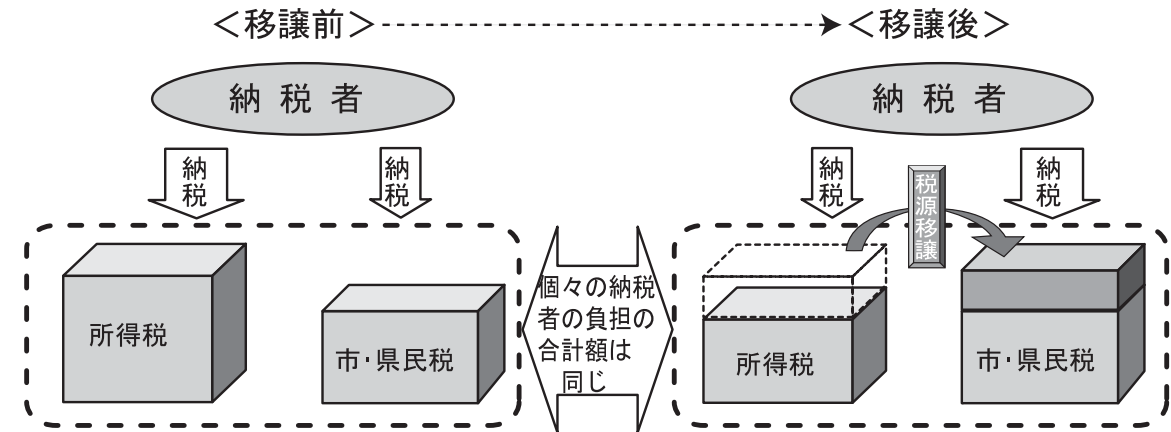
		平成18年度	平成19年度	平成20年度
均等割	市民税	1,000円	2,000円	3,000円
	県民税	400円(100円)	800円(200円)	1,400円(400円)
所得割	市・県民税	3分の2を減額	3分の1を減額	全額負担

()内は、森林づくり県民税

問合せ
税務課 市民税担当
電話 055 948 2918

変更点1

税源移譲に伴う変更 (この変更による税負担は変わりません)



市・県民税は、均等割 (市民税3,000円 + 県民税1,400円 = 4,400円) と所得割からなっています。これまでの市・県民税の所得割の税率は、所得が多くなるにつれて税率が高くなる3段階の税率になっていましたが、税制改正後は、所得の多い少ないにかかわらず、一律10%となります。また、今回の税制改正では、市・県民税と所得税を合わせた税負担を増やさないために、所得税の税率構造も見直されています。(表1)

(表1) 市・県民税と所得税の税率

()内は、市民税の税率

	改正前		改正後	
	課税所得	税率	課税所得	税率
市・県民税	200万円以下	5% (3%)	一律	10% (6%)
	200万円超~700万円以下	10% (8%)		
	700万円超	13% (10%)		
所得税	330万円以下	10%	195万円以下	5%
			195万円超~330万円以下	10%
	330万円超~900万円以下	20%	330万円超~695万円以下	20%
			695万円超~900万円以下	23%
	900万円超~1,800万円以下	30%	900万円超~1,800万円以下	33%
1,800万円超	37%	1,800万円超	40%	

(表2) 市・県民税と所得税の主な人的控除額

	市・県民税	所得税	控除の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円



市・県民税が変わります

より身近な行政サービスを地方自治体で効率よく行うことを目的として、国の所得税から地方の住民税(市・県民税)へ、約三兆円の税源移譲が行われます。この税源移譲のための税制改正によって、市・県民税は平成十九年度課税分(平成十八年中の所得分)から、所得の多い少ないにかかわらず、一律一〇%の税率に変わることになります。また、この税制改正では、所得税の税率構造も併せて見直されるため、市・県民税と所得税を合わせた税負担は増えることはありません。ただし、同時期に定率減税が廃止され、六十五歳以上の人の非課税措置も段階的に廃止されるため、その分、市・県民税の負担は増加します。

■ 税額が変わる時期
所得税と市・県民税の課税方式の違いによって、税額が変わる時期にズレがあります。サラリーマンは、平成十九年一月から所得税(源泉徴収分)が減り、平成十九年六月から市・県民税が増えます。事業をされている人は、平成十九年六月から市・県民税が増え、平成二十年二月・三月の確定申告から所得税が減ります。

■ 税負担を変えないための措置
(1) 調整控除について
市・県民税と所得税では、配偶者控除や扶養控除などの人的控除額に差があります。(表2) よって、同じ所得金額でも、市・県民税の課税所得は、所得税よりも多くなっていますので、市・県民税の税率を引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまふこととなります。このため、納税者の人的控除の適用状況に応じて、市・県民税を減額することによって、納税者の税負担が変わらないようにしています。

(2) 住宅ローン減税について
税源移譲に伴い、所得税が減少した結果、住宅ローン控除の限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなる場合があります。その場合、所得税から控除をしきれなくなった分については、平成二十年度以降の市・県民税から控除されますので、税源移譲の前後で所得税と市・県民税を合わせた実際の税負担額は変わりません。